

東京高等裁判所 令和●●年(○○)第●●号 還付金請求控訴事件

国側当事者・国

令和2年11月4日棄却・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(○○)第●●号、令和2年3月10日判決、本資料270号-31・順号13391)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	武田 聰弘
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
被控訴人指定代理人	江原 謙一 淵 政博 茂泉 尚子 良峰 豊子 中澤 直人 中島 千恵

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、300万円及びこれに対する平成30年11月10日から令和元年12月31日まで年1.6%の割合、令和2年1月1日から支払決定の日又は充当の日まで年7.3%の割合又は租税特別措置法93条2項に規定する特例基準割合のいずれか低い割合による金員（ただし、100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。）を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、相続時精算課税に係る贈与税相当額の還付金300万円及びこれに対する国税通則法58条、相続税法33条の2第2項並びに租税特別措置法95条及び93条2項の規定に従った還付加算金の支払を求める事案である。被控訴人は、上記還付金請求権が国税通則法74条1項所定の時効により消滅している旨を主張している。
原判決は、被控訴人主張の消滅時効の完成を認め、本件請求を全部棄却した。そこで、控訴人が原判決の全部を不服として控訴した。

2 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の第2の1から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件請求を全部棄却すべきであると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決8頁13行目の「から、」の次に「その時点で、同還付金請求権について法律上権利行使の障害はなくなり、権利の性質上、その権利行使を現実に期待することができるうことになるということができるというべきであって、」を、9頁17行目末尾に「このことは、還付金請求権の消滅時効の時効期間が5年と定められており、控訴人の消滅時効の起算点に係る主張を採用しないと還付金請求権者に酷であるとはいえないことからも明らかである。」をそれぞれ加える。

控訴人は、原審におけるのと同様に縷々主張するが、その主張を踏まえても、上記引用に係る原判決の判断は左右されない。

2 以上によれば、原判決は相当であって、控訴人の本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 川神 裕

裁判官 橋本 英史

裁判官 今井 和桂子